

議案第50号

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年6月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大口町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第1項中「（以下「介護支援専門員」という。）」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等（主治の医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条中第27号を第30号とし、第20号から第26号までを3号ずつ繰り下げ、同条第19号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第16条中第18号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。

第16条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能<sup>くう</sup>その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第2項第2号エ中「第16条第14号」を「第16条第15号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条中第18号を第19号とし、同号の次に1号を加える改正規定（第18号を第19号とする部分を除く。）は、平成30年10月1日から施行する。

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の<u>指定居宅サービス事業者等</u>に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号</u>に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の<u>居宅サービス事業者</u>に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定介護予防支援事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下「<u>介護支援専門員</u>」という。）を置かなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護</p>

新	旧
<p>支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる</u>こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>
<p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p>	
<p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u> (1)・(2) 略</p>	<p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u> (1)・(2) 略</p>
<p><u>5 略</u></p>	<p><u>4 略</u></p>
<p><u>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>	<p><u>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>
<p><u>7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げ</u></p>	<p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げ</u></p>

新	旧
<p>る電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p>	<p>る電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) 略</p>
<p>8 略</p>	<p>7 略</p>
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、<u>利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等（主治の医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合</u>については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(13) 略</p> <p>(14) <u>介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の</u></p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(13) 略</p>

新	旧
<p><u>心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(15) <u>介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア・イ 省略</p> <p>(16)～(19) 略</p> <p>(20) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。</u></p> <p>(21) <u>介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。</u></p> <p>(22) <u>前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(23)～(30) 略 (記録の整備)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げ</p>	<p>(14) <u>介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u> ア・イ 省略</p> <p>(15)～(18) 略</p> <p>(19) <u>介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</u></p> <p>(20)～(27) 略 (記録の整備)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げ</p>

新	旧
<p>る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～ウ 略 エ <u>第16条第15号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～ウ 略 エ <u>第16条第14号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p>

## 改正要旨

### 1 改正の概要

- (1) 指定居宅介護支援事業者が、連携に努めなければならない機関として、障害福祉制度の相談機関を加えます。
- (2) 指定居宅介護支援事業者に対して、次のことを義務付けます。
  - ア 居宅サービス事業所を複数紹介するよう求めることができる等、利用者に対して、指定居宅介護支援に関する説明をすること。
  - イ 利用者が入院したときに、入院先に担当ケアマネージャーの氏名等を伝えるよう求めること。
- (3) 担当ケアマネージャーに対して、次のことを義務付けます。
  - ア 利用者の同意を得て、利用者の服薬状況等について、主治の医師等に提供すること。
  - イ 居宅サービス計画に基準以上の訪問介護を位置付ける場合は、計画に必要な理由を記載し、町に届け出ること。
  - ウ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、居宅サービス計画を作成し、主治の医師等に提供すること。

### 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、(3)のイについては、平成30年10月1日から施行します。